

都市計画道路区域内における建築制限の緩和について

都市計画道路の区域内で建築を行う場合には、都市計画法第53条・54条の規定により、「階数が2階以下で地階を有さず、主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等であり、容易に移転、除去できるものに限る」という建築制限がありますが、本市では平成2年より、一部の区域で3階建ての建築を許可するという特例的な取り扱い（建築制限の緩和）を行っています。

ただし、緩和対象区域は、平成29年3月21日より下記の区域に見直しております。

○特例の対象となる区域

1. 名古屋市が事業主体となる都市計画道路については、「未着手都市計画道路の整備について（第2次整備プログラム）」において、見直しの方向性が「整備優先路線」と定められていない区域。
2. 名古屋市以外が事業主体となる都市計画道路については、事業主体の承諾がある区域。

○注意事項

対象区域については、適宜、見直しを行ってまいります。

※対象区域の詳細については、概略図を参照のうえ、下記の街路計画課までご確認ください。

○特例を受ける場合の申請

裏面「都市計画道路内での建築許可の特例について」をご覧ください。開発指導課へお尋ね下さい。

問い合わせ先：(対象区域) 住宅都市局都市計画部街路計画課 Tel 972-2721
(申請関係) 住宅都市局建築指導部開発指導課 Tel 972-2770

概略図

